

調 査 の 概 要

1 調査目的

産業保健の分野で働く看護職員及び看護職員が担う業務の実態を把握し、各関係方面に産業看護活動のPR及び問題点の改善を求めるための資料とする。

2 調査対象

看護職員が配置され、従業員を対象とする産業看護活動が行われているとの情報が得られた全国の事業所すべてを調査対象とした。但し、検診のみを担っている検診センターなど、及び他社従業員を対象とする業務が主である労働衛生機関や病院の健康管理センターなどは除外した。

なお、経営主体が同一でも、本社、支社、工場などの事業所ごとに看護職員を配置し、それぞれに産業看護活動が行われている場合は、それぞれを調査の一単位とした。逆に、本社、支社などに配置された看護職が、支社、工場、関連会社など、複数の事業所を業務の対象とする場合は、それらをあわせたものを一単位とした。

3 調査対象事業所の把握

日本看護協会ニュース発送名簿、産業看護関係研修会参加者名簿、産業保健関係団体名簿から、調査対象としての条件に合致すると思われる事業所名をリストアップし、このリストを本会各県支部に郵送し、追加、訂正、削除を可能な限り行なうよう依頼した。

4 調査方法

上記調査対象リストに基づき、調査票を調査研究室より事業所の看護職員（個人名がわかる場合は個人名で）宛に郵送した。

調査票の記入は、調査対象事業所の看護職の中で一番上のポストにある人（1人しか配置されていなければその人）が行うよう依頼した。調査票は、本会調査研究室宛郵送で回収した。

5 調査の時期

昭和63年8月現在の状況について回答を求めた。

6 調査票の回収状況

調査票発送数は2037（宛先不明で返送されたものを除く）。

昭和63年10月13日までの回収数は1089（53.5%）。うち有効回収数925。無効とした163票のうち158票は、回答者あるいは調査者が調査対象に該当しないと認めたもの。調査票発送数から非該当票158を除いた1879に対する有効回収率は49.2%。

非該当の内訳は次のとおり。

- 従業員を対象とした業務は行っていない(従業員の家族, 顧客, 農民, 学生等が対象)——29
- 不特定の勤労者を対象とした活動である——55
- 診療業務のみ——43
- 検診業務のみ——3
- 看護職は在職していない——2
- 回答者が非該当として返送して来たが, その理由は不明——26

7 調査の担当

調査対象リスト及び調査票の作成は, 本会保健婦職能委員会事業所保健婦小委員会及び調査研究室が共同で行い, 調査の実施及び報告書の作成は調査研究室で行った。第1部の分析及び執筆は岩下清子, 集計は奥村元子が担当, 第2部は集計, 分析, 執筆とも藤田和夫が担当した。

調査にかゝった事業所保健婦小委員会のメンバーは, 以下のとおり。

富山 明子 (神奈川県予防医学協会)

山岸 春江 (千葉大学看護学部)

鎌田登志子 (日本電気ホームエレクトロニクス株式会社)

松岡 秀枝 (松下電器健保組合東京健康管理センター)

南雲 篤子 (日本通運健保組合)

水梨 律子 (台東区役所)

小山田智子 (NTTデータ通信株式会社)

産業看護活動実態調査

各 位

1988年7月30日

社団法人 日本看護協会

労働災害を防止し、さらに進んで職場における労働者の健康の保持増進を図るため、労働安全衛生法が一部改正されました。これにより、労働者の健康確保施策が展開され一層産業看護職への期待は大きくなってきます。

日本看護協会では、産業の場で働く保健婦、看護婦、准看護婦の活動の実態を把握し、産業看護活動の改善にむけて、各関係方面に理解を求める際の、参考資料を整えたいと考えております。

なお、調査の結果は統計的に処理しますので、個々の事業所のお答えが外部に知られて御迷惑をおかけするようなことは一切ございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨を御理解のうえ御協力をお願い致します。

8月末日までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

A. 調査対象は、次のとおりです。

1. 看護職員が配置され、従業員を対象とする産業看護活動が行われている事業所を調査対象とする。(他社従業員を対象に産業看護活動を行っている労働衛生機関、病院の健康管理センター等は除外。又、自社従業員対象であっても、検診業務のみを行っている機関は除外)
2. 経営主体が同一でも、本社、支社、工場等の事業所ごとに看護職を配置し、それぞれに産業看護活動が行われている場合は、それぞれを調査の一単位とする。

逆に、本社、支社等に配置された看護職が、支社、工場、関連会社等、複数の事業所を業務の対象とする場合は、それらをあわせたものを一単位とする。

B. 調査票の記入は、調査対象事業所の、一番上のポストにある看護職の方(あなた1人なら、あなた)をお願い致します。

あなたのお名前は、日本看護協会ニュース発送名簿、産業看護関係研修会参加者名簿、各種団体名簿等から知り、調査票を送らせていただきました。もしあなたの属する職場がAに照らし調査対象外と判断されるなら、調査票に非該当と書き、職場名記入の上ご返送下さい。

問合せ先：〒150 東京都渋谷区神宮前5丁目8番2号
社団法人 日本看護協会調査研究室
TEL 03-400-8331 ㊞ 230・231

- 63年8月現在の状況についてお答え下さい。
- 該当する選択肢の番号に○をつけて下さい(特にことわりのない限り1つだけを選ぶ)。
又 には数字を、() には文字を記入して下さい。

〈まず、ご回答いただくあなたのことについてお尋ねします〉

問1 あなたの年齢は 歳

問2 勤労者を対象とする産業看護（健康診断、健康相談、健康教育、衛生教育、職場巡視など）

に通算して何年たずさわっていますか。 年

そのうち、今の会社あるいは官庁での勤続年数は何年ですか。 年

問3 あなたの持っている看護の免許は（持っている免許すべてに○）。

1. 保健婦 2. 助産婦 3. 看護婦 4. 准看護婦

問4 あなたの雇用形態は

1. 正社（職）員 2. 嘱 託 3. 非常勤（嘱託を除く） 4. その他

問5 あなたは衛生管理者に選任されていますか。

1. は い 2. いいえ

問6 あなたの所属先は

1. 健康保険組合（単一）
2. 健康保険組合（総合）
3. 企 業
4. 官 公 庁
5. そ の 他

問7 あなたの職場は（あなたの机を置いてある場所）。

A 名 称（ ）

注：「〇〇株式会社、〇〇工場健康管理室」という様に固有名詞を記入して下さい。
さしつかえがある場合は無記名でも結構です。

B 種 類

1. 健康管理センター。
2. 健康管理（相談）室、保健指導（相談）室など。
3. 診療所、医務室。
4. 総務部（課）、人事部（課）（1～3を除く）
5. 病院所属（併設）健康管理部門
6. そ の 他（ ）

総務部、人事部等に属している場合を含む。
病院所属（併設）を除く。

→ S Q そこでは診療活動を行っていますか。

1. は い
2. いいえ

→ S S Q 産業保健と診療活動とは、どちらが主体となっていますか。

1. 産業保健が主、診療活動は従
2. 診療活動が主、産業保健は従
3. 診療活動のみで、産業保健は担っていない

↓
（3と答えた方は、調査票の記入はここまでで結構です）

* この欄には記入
しないで下さい。

1⁵

7 Q1

9 Q2

13

14 Q4

15 Q5

16 Q6

17 Q7A

18 Q7B

19 Q7SQ

20 Q7SSQ

昭和63年 産業看護活動実態調査

<問7で挙げた、あなたの職場の人員とあなたの職場で受け持っている対象者についてお尋ねします>

* この欄には記入しないで下さい。

問8 あなたの職場では、産業医を選任していますか。

1. 常勤医を選任している
2. 非常勤医を選任している
3. 選任していない

21 Q8

問9 あなたの職場には、あなたを含め看護職有資格は何人いますか。

		保健婦	看護婦	准看護婦	計
正	職員	人	人	人	人
常	勤嘱託	人	人	人	人
非常勤	週1～2日	人	人	人	人
	週3日程度	人	人	人	人
	週4～5日	人	人	人	人
計		人	人	人	人
再掲(うち、衛生管理有資格者)		(人)	(人)	(人)	(人)

25 Q9
 30
 35
 40
 45
 50

注：助産婦と保健婦の資格をもっている人は保健婦、助産婦の資格はあるが保健婦の資格のない人は看護婦に計上して下さい。

問10 問9であげた看護職の中で、最も上位に位置づく人の職位は何ですか。あなた一人の場合は、あなたの職位をお答え下さい。

1. 部長相当
2. 課長相当
3. 係長相当
4. 主任相当
5. 役付でない(正職員)
6. 役付でない(嘱託)

59
 63
 68

問11 問10であげた最上位の看護職(あなた一人の場合はあなた)の直属の上司は、次のうちどれにあたりますか。

1. 医師
2. 衛生管理者
3. 安全管理者
4. 1～3のいずれでもない

69 Q10

70 Q11

問12 問7に記したあなたの職場では、産業看護の対象となる従業員の受け持ち範囲は決まっていますか。

1. はい
2. いいえ → (2と答えた方は、調査票の記入はここまで結構です)

71 Q12

→ S Q あなたの職場の産業看護の対象は、受け持ちの従業員だけですか。

1. 受け持ちの従業員のみ
2. 受け持ちの従業員とその家族だけ
3. 受け持ちの従業員(とその家族)以外に、不特定の勤労者を対象とする活動もある。
4. その他 ()

72 Q12 SQ

問13 あなたの職場では、いくつの事業所と何人の従業員を受け持っていますか。

	事業所数	従業員数
本社、本店、本庁など		人
支社、支店、工場など		人
営業所、支所、出張所、その他の出先機関		人
関連会社など経営主体の異なる事業所		人

注1：事業所とは「物の生産またはサービスの提供が業として行われている個々の物理的場所」をいい、同一構内にあれば、経営主体が同じである限り一単位とみなします。同一構内にあっても、経営主体が異なれば、別の事業所とみなします。

注2：あなたの職場で、健康管理業務の一部を受け持っていますが、別途そこに看護職が配置され、主たる産業看護業務がその事業所単位でなされている事業所は除いて下さい。又検診業務のみを行っている事業所も除いて下さい。

問14 問13であげた受け持ち従業員の年齢、性、仕事についてお尋ねします。

A 平均年齢 歳

B 女子職員の割合 %

C 仕事（多い順に3つまで○、そのうち最も多いものに◎）

1. 専門的技術的職業従事者
2. 事務従事者
3. 販売従事者
4. 農林作業者
5. 漁業作業者
6. 採鉱・採石作業者
7. 運輸・通信従事者
8. 技能工・生産工程作業者（ の生産）
9. 保安職業従事者
10. サービス職業従事者
11. その他（ ）

* この欄には記入しないで下さい。

2⁵

9^{Q13}事業所

13

17

21

26^{Q13}従業員

31

36

41

44^{Q14}A

47 B

51 C

昭和63年 産業看護活動実態調査

<あなたの職場で受け持っている事業所の従業員の産業保健・看護活動について、お尋ねします>

*この欄には記入しないで下さい。

問15 受け持ち事業所で、看護職は次に挙げる業務を行っていますか。そのうち、どの業務に比重をかけたいと思っていますか。又、看護職でなくてもやれるのに、止むを得ず手を取られていると思う業務はありますか。

	看護職の関与 (該当するところに○)			あなたの考え		
	保健婦が関与	看護婦が関与	准看護婦が関与	保健婦の業務として比重をかけたいと思っている業務 (上位3つを選んで○その中で最も重視したいものに◎)	看護婦の業務として比重をかけたいと思っている業務 (上位3つを選んで○その中で最も重視したいものに◎)	止むを得ず手を取られている業務 (その様に思うものすべてに○)
1. 健康診断(物品等事前準備、計測、検体採取、事後事務処理など)						
2. 健康診断(問診、結果の点検、事後指導など)						
3. 診療介助						
4. 応急処置						
5. 健康相談、保健指導及びそれに関する連絡と記録作成						
6. 健康教育、衛生教育の立案及び実施と事後処理						
7. 職場巡視と記録作成						
8. 訪問活動(従業員の家庭や入院先訪問、受診先への同行など)						
9. 各種調査の立案実施、資料収集、整理						
10. 会議出席及びそれに必要な資料作成、関係者・関係機関との連絡・調整						
11. 保険請求事務						
12. 事務的業務(1~11に含まれないもの)						
13. その他()						

					3
--	--	--	--	--	---

--	--	--	--	--	--

					18保
--	--	--	--	--	-----

					31保
--	--	--	--	--	-----

					44
--	--	--	--	--	----

					52
--	--	--	--	--	----

					60
--	--	--	--	--	----

					73
--	--	--	--	--	----

					4
--	--	--	--	--	---

					15
--	--	--	--	--	----

問16 労働安全衛生法第66条に基づき、一般健康診査の一次検診結果をどの様に本人に知らせますか。

- I 全員に知らせる { 1. 直接本人に説明する。
2. 問題のある人には、直接本人に説明し他は文書で。
3. 文書のみ。
- II 問題のある人のみ知らせる { 4. 直接本人に説明する。
5. 直接本人あるいは文書で。
6. 文書のみ。
- III 健診実施機関から本人に知らされる { 7. 健診実施機関に委せている。
8. 問題のある人には、こちらでも重ねて説明する。
- IV その他 { 9. 特に知らせていない。
10. その他()

昭和63年 産業看護活動実態調査

問21 仕事の内容、作業環境条件等に直接あるいは間接的に関係すると思われる疾病・健康障害がみられますか。

- 1. ある
 - 2. 特にない
- S Q それは何ですか。

疾 病 ・ 健 康 障 害	仕 事 の 内 容 な ど 関 連 要 因

* この欄には記入しないで下さい。

37 Q21

問22 病気もちながら働いている従業員の職場適応に関連し、看護職としては、何をおこなっていますか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 特に何もしていない
- 2. 本人からの相談に応じる
- 3. 連絡をとって面接を行う
- 4. 本人の適応状況を時々見に行く
- 5. 本人の上司から就労のさせ方について、相談をうける
- 6. 本人の就労条件の変更について提言する
- 7. 主治医・産業医の指示、情報を本人や本人の上司に提供する
- 8. その他 ()

→ S Q 看護職の助言、提言は尊重されていると思いますか。

- 1. 大いに尊重されている
- 2. どちらかと言えば尊重されている
- 3. どちらかと言えば尊重されていない
- 4. ほとんど尊重されていない

→ S Q 次の様な内容の相談に応じる事がありますか。

	回 答 欄			
	1 よ く あ る	2 時 々 あ る	3 ほ と ん ど な い	4 な い
受療しているのに良くならない病気や症状について	1	2	3	4
医師に言われた事が納得できない場合	1	2	3	4
2人以上の医師の意見や指示が違う場合	1	2	3	4
病気についての知識、療養法、食事療法	1	2	3	4
医療機関についての情報や紹介	1	2	3	4
受診方法や医師との人間関係の問題	1	2	3	4
健康保険や医療費の問題	1	2	3	4
勤務時間、休憩、休暇のとり方	1	2	3	4
その他 ()	1	2	3	4

45 Q22

46 SQ5.6

55 SQ2.3

問23 特に異常が認められない、又は治療を必要としない所見の従業員であっても、本人からの相談に応じていますか。

1. ほとんどしていない
2. 応じている

→ S Q 次の様な内容の相談に応じたり、指導したりする事がありますか。該当するものに○をつけて下さい。

*この欄には記入しないで下さい

	回 答 欄			
	1 よ く あ る	2 時 々 あ る	3 ほ と ん ど な い	4 な い
1. 健康診断結果に関する事	1	2	3	4
2. 受診・受療していない自覚症状について	1	2	3	4
3. 受診して病気や異常を指摘されなかったが、なお不安がある場合	1	2	3	4
4. 医療機関についての情報や紹介	1	2	3	4
5. 過去の病気についての不安	1	2	3	4
6. 家族、友人、知人、職場関係者の健康について	1	2	3	4
7. 育児、しつけに関する事	1	2	3	4
8. 結婚や遺伝に関する事	1	2	3	4
9. 職場や家庭での人間関係に関する事	1	2	3	4
10. 多忙や過労にともなう問題	1	2	3	4
11. 生活意欲や健康感の低下	1	2	3	4
12. 仕事に関する不適応感	1	2	3	4
13. 職場環境や作業方法の健康に及ぼす影響	1	2	3	4
14. 精神活動や性格についての疑問	1	2	3	4
15. 健康法や日常生活習慣に関する事	1	2	3	4
16. 性、性器、性生活について	1	2	3	4
17. 不妊、受胎調節について	1	2	3	4
18. 美容上の異常感、劣等感	1	2	3	4
19. 食事や栄養について	1	2	3	4
20. 体質に関する事	1	2	3	4
21. 体育運動に関する事	1	2	3	4
22. その他 ()	1	2	3	4

					59
					63
					67
					71
					75
					77

昭和63年 産業看護活動実態調査

問24 どのような内容の健康教育・衛生教育を行っていますか。行っているものすべてに○をつけて下さい(看護職がかかわっているものに限る)。

- 1. 成人病予防に関するもの
- 2. メンタルヘルスに関するもの
- 3. 健康増進に関するもの
- 4. 労働安全衛生に関するもの
- 5. その他 ()
- 6. 行っていない、又は看護職がかかわっているものはない

*この欄には記入しないで下さい。

				5
--	--	--	--	---

										11
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

Q24

問25 看護職による職場巡視として何をしていますか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 作業環境の観察(温熱・換気・照度・騒音・有害物など)
- 2. 環境測定の実施
- 3. 作業態様(作業方法、姿勢、休憩の取り方など)の観察と指導
- 4. 保護具の着用状況のチェックと指導
- 5. 健康上問題のある従業員の業務内容や適応状況の把握
- 6. その他 ()
- 7. 看護職による職場巡視はない

18 Q25

問26 今迄に作業環境、作業条件の改善について看護職から提言した事がありますか。また、その結果改善がはかられましたか。

- 1. 提言した事はない
 - 2. 提言したが改善されなかった
 - 3. 提言し改善された
- S Q それはどのような事でしたか。

	19 Q26
--	--------

改善されたこと

改善されなかったこと

問27 安全衛生委員会は設置されていますか。

- 1. 設置されている
- 2. 設置されていない
 - S Q 1. 開催される回数は年 回
 - S Q 2. 看護職は出席しますか。
 - 1. 委員として出席する
 - 2. 委員ではないが毎回 (又はほとんど) 出席する
 - 3. 委員ではないが出席する事もある
 - 4. 出席しない

* この欄には記入しないで下さい。

20 Q27

22 SQ1

23 SQ2

問28 安全衛生委員会で看護職はどのような役割を取りますか (委員会には出席しないが、上司を通じて報告、提案する場合を含む)。

1. 看護職から報告すること

()

2. 看護職から提案すること

()

3. その他

()

問29 産業保健計画 (年間行事計画のもとになるもの) の作成に、看護職はどの様に関与していますか。該当するものすべてに○をつけて下さい。

- 1. 関与していない
- 2. 資料の提出を求められる
- 3. 意見を求められる
- 4. 部分的に企画・立案を任される
- 5. 計画書の作成に加わる
- 6. 決定に加わる

29 Q29

問30 産業保健年間計画にともなう予算案の作成に、看護職は関与していますか。

- 1. 関与していない
- 2. 意見を求められる
- 3. 原案の一部を作成する
- 4. 原案全部を作成する
- 5. その他 ()

30 Q30

問31 産業保健・看護を遂行する上で、あなたの職場における看護職の責任と権限について、あなたはどの様に考えますか。

1. もっと大きな権限と、それに見合う責任を持ちたい
2. 現に責任は大きいので、責任に見合う権限を持ちたい
3. 大きな責任を負わされて負担に感じる
4. 特に問題はない

→ S Q 1. どの様な点で権限がないと感じますか。

()

→ S Q 2. それは、なぜですか。

()

* この欄には記入しないで下さい。

31 SQ31

問32 産業保健に関するニーズの判断、看護職の役割への期待、看護職の行った事への評価について、関係職種との間にずれがありますか。

	回 答 欄			
	1 ず多 れい る 事 が	2 ずあ れる る 事 も	3 ほて ほい 一致 し	4 該な い 者 が 居
産業医と看護職	1	2	3	4
衛生管理者と看護職	1	2	3	4
ラインの管理者と看護職	1	2	3	4
安全衛生スタッフ間	1	2	3	4
看護職間	1	2	3	4

36
SQ32

問33 従業員から看護職は、信頼されていると思いますか。

1. 大いに信頼されている
2. まあ信頼されている
3. 何とも言えない
4. あまり信用されていない

→ S Q それはなぜでしょうか。

()

37 Q33

問34 あなたの職場の看護職が出席できる、産業保健に関する社内研修の機会がありますか。

- 1. ある
- 2. ない

* この欄には記入しないで下さい。

--	--

 38 Q34

問35 あなたの職場の看護職は、社外研修に出る機会は平均して1人に付どれ位ありますか。

- 1. 年1回以上 →年 回位
- 2. 年1回位
- 3. 年1回未満 → 年に1回位
- 4. ほとんどない

--	--

 40 Q35

--	--

 42

問36 仮にあなたの職場に看護職を採用するとしたら、事前にどのようなことを学んでおいてほしいと思いますか。

問37 産業看護を続ける上で、あなたは何を学びたいと思いますか、あるいは部下に何を学ばせたいと思いますか。

長い間ありがとうございました。